

内灘町 復興公営住宅 入居申込書

令和8年 月 日

内灘町長 様

次の通り相違ないため、関係書類を添えて内灘町復興公営住宅の入居を申し込みます。

なお、申し込みに際し、町長が入居予定者の資格審査をするために必要な事項・内容について調査することを承諾します。

申 込 者	現住所	〒	現住所の区分	建設型応急住宅 ・ 賃貸型応急住宅 ・ その他
	被災時の住所	〒		
	フリガナ		連絡先の 電話番号 (自宅・携帯電話等)	
	氏名			

※ 令和8年2月に実施した「内灘町復興公営住宅の入居意向確認調査書」の結果を踏まえて整備しております。そのため、入居者及び居住する住宅の決定については、先述の調査書にて入居を希望された方が優先されますので、ご了承願います。

【1】入居要件の確認（あてはまるものにチェック☑）

☐	① 居住する住宅の罹災証明が半壊以上の世帯で、居住する住宅を解体した又は自費解体予定の世帯。（解体予定の方は、入居までに解体する必要があります。）
☐	② 住宅再建のための支援金の交付を受けていない。
☐	③ 居住できる住宅を所有していない。
☐	④ 世帯・入居予定者に暴力団員がいない。

※入居要件として①～④の全てに該当する必要があります。

裏面にも記載項目がありますので、ご記入ください。

【2】入居希望住宅の間取り・整備戸数

令和8年2月に実施した「入居意向確認調査」にて、入居意向を示された方が優先されます。そのため、新たに申し込みを希望される方は、住宅・間取りに限りがありますので、ご注意ください。

入居希望者が多い場合は、抽選にて入居者を決定いたします。

※空き住戸数は「入居意向確認調査」に基づく予想値であり募集戸数ではありません。

具体的な募集戸数等は次の日程で町ホームページにてお知らせします。

- ・抽選の有無・・・令和8年11月13日頃（入居申込締切後）
- ・募集戸数・・・令和8年11月30日頃（入居意向確認調査で入居を希望した方の抽選後）

2026/09/16 現在

	団地名	間取り	整備戸数	調査回答世帯 ／整備戸数	空き住戸数
鶴ヶ丘地区	①鶴ヶ丘 町営住宅 (60戸)	1LDK	18戸	55世帯 ／60戸	
		2LDK	32戸		4戸
		3LDK	9戸		
		1LDK 車イス住戸	1戸		1戸
宮坂地区	②宮坂南 町営住宅 (15戸)	2LDK	12戸	18世帯 ／20戸	
		3LDK	3戸		
	③宮坂北 町営住宅 (5戸)	2LDK	4戸		1戸
		3LDK	1戸		1戸
西荒屋地区	④西荒屋南 町営住宅 (15戸)	2LDK	11戸	25世帯 ／32戸	
		3LDK	4戸		
	⑤西荒屋北 町営住宅 (17戸)	2LDK	13戸		5戸
		3LDK	4戸		1戸
室地区	⑥室 町営住宅 (18戸)	2LDK	15戸	18世帯 ／18戸	
		3LDK	3戸		

※鶴ヶ丘町営住宅 1LDK に、車いす用住戸が 1 戸あります。ご希望の方は、お問合せください。

【3】抽選について

抽選日当日、申込者（または代理人）が抽選の受付時間までに現れなかった場合は、入居の意思がないものとみなし、落選扱いといたします。

【4】申込者（世帯主）・入居予定者＜記入＞

入居 予定者	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先名称 (お勤めの方)	勤務先所在地 (お勤めの方)
		申込者 (世帯主)	大正・昭和 平成・令和 年 月 日			TEL - -
			大正・昭和 平成・令和 年 月 日			TEL - -
			大正・昭和 平成・令和 年 月 日			TEL - -
			大正・昭和 平成・令和 年 月 日			TEL - -
			大正・昭和 平成・令和 年 月 日			TEL - -
			大正・昭和 平成・令和 年 月 日			TEL - -

【5】ペット飼育の希望＜あてはまるものにチェック☑＞

町営住宅でのペットの飼育は禁止していますが、下記の住宅においては、被災時より飼育しているペット1代のみの飼育を認めます。

ペット飼育を認める住宅：宮坂南・宮坂北・西荒屋南・西荒屋北・室
(鶴ヶ丘団地ではペットの飼育はできません)

※ペットの飼育にあたり、次の条件を順守していただきます。

- ・ペットの飼育を起因とする損傷、汚れ等の修繕費用については、全額飼育者負担となる。
- ・ペットの飼育を起因とする近隣住民とのトラブルや苦情については、すべて飼育者の責任において解決すること。

☐ 希望する

☐ 希望しない



被災時より飼育しているペットに限り許可します。

該当するペットについてご記入ください。

- 犬 () 匹
●猫 () 匹
●その他 () () 匹

裏面にも記載項目がありますので、ご記入ください。

【6】駐車場の使用希望<あてはまるものにチェック☑>

駐車場使用については、使用料をお支払いいただきます。使用料は、住宅によって変わります。
別途、鶴ヶ丘町営住宅については、共益費が必要になります。
住宅の家賃については、町が指定する入居開始月から3年間無償となります。

☐ 希望する

☐ 希望しない



駐車場を希望する方は、使用台数をご記入ください。

() 台

【入居申込書の提出にあたっては、下記の書類を提出してください】

申込書類

1. 内灘町復興公営住宅入居申込書
2. 住民票の写し（世帯・入居予定者全員の続柄及び本籍の記載されたもの）
3. 罹災証明書の写し
4. 解体した（する）ことが分かる書類（公費解体完了通知書又は、解体予定は自費解体工事契約書の写し等）

※ 入居者の資格審査に必要な追加書類の提出を、依頼する場合があります。

【申し込み期間】

令和8年10月9日（月）から令和8年11月9日（月）17:00 まで

※ 郵送は、令和8年11月9日（月）必着

【申込先】

内灘町役場 1階 被災者支援総合窓口 ／ 2階 地域再建整備課

【問い合わせ先】

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

内灘町役場 地域再建整備課

電話076-286-6713